

経済構造実態調査の調査設計案について

平成30年2月1日
総務省統計局
経済産業省調査統計グループ

経済構造実態調査の調査設計案

1 調査の法的根拠

- 統計法（平成19年法律第53号）に基づく**基幹統計調査**

2 調査の実施年

- **毎年**（経済センサス-活動調査の実施年を除く）

3 調査の期日及び把握対象期間等

- **6月1日現在**
 - ・ 従業者数等：調査の期日（6月1日）現在の状況を把握
 - ・ 売上高等の経理事項：前年1月～12月までの1年間の状況を把握

4 調査産業の範囲

- 日本標準産業分類「**E 製造業**」から「**R サービス業（他に分類されないもの）**」のうち、以下を除く産業
 - ① 小分類792－ 家事サービス業
 - ② 中分類93 － 政治・経済・文化団体
 - ③ 中分類94 － 宗教
 - ④ 中分類96 － 外国公務
- ※ 個人経営の企業は調査対象外とする

5 調査の流れ

- **総務大臣・経済産業大臣－民間事業者－調査企業・事業所**
 - ※ 総務省及び経済産業省の共管調査として実施
 - ※ 報告者負担軽減の観点から、プロファイリング活動を最大限活用

経済構造実態調査の調査設計案

6 調査事項、把握単位及び調査対象数等

製造業及びサービス業の企業

付加価値等の構造を体系的に把握する観点から、事業活動別売上高及び基本的な費用項目 (A) を把握

投入構造 (投入係数) の推計精度の向上を図る観点から、上記(A)に加え、事業活動別の費用総額と主業の詳細な費用内訳 (B) を把握

都道府県別結果の精度向上を図る観点から、上記(A)+(B)に加え、企業の本社から傘下事業所の売上高等の基本事項を把握

産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高総和が8割以上となる売上高上位企業 (約20万企業) を悉皆調査

うち一定規模以上 (売上高総和が5割以上となる売上高上位企業 (約3万企業) を悉皆調査

うちプロファイリング活動対象の約3000企業 (傘下事業所約15万)

非調査企業

注) 現行の特定サービス産業実態調査において把握している産業及び調査項目については、調査結果の時系列利用を確保するため、基本的には現行調査と同様の抽出方法で選定した約5万企業・事業所に対し、事業特性調査において同等の調査項目を調査。なお、調査の効率的な実施のため、企業対象の一部事項を企業調査に統合

※企業数及び事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査結果

経済構造実態調査の調査設計案

7 結果の集計

- 経済構造実態調査で得られる結果と事業所母集団 D B に格納されているデータを使用して集計

<売上高等の基本的事項に関する集計>

調査企業（売上高上位企業）分の集計値 + 非調査企業分の推計値（※）

※ 調査事項ごとに、調査企業の産業小分類別伸び率の平均を事業所母集団 D B の企業データに乗じて推計

<詳細な費用構造に関する集計>

調査企業（売上高最上位企業）分の集計値（割合表章）

<都道府県別集計>

調査事業所（上場企業等の傘下事業所）分の集計値 + 非調査事業所分の推計値（※）

※ 調査事項ごとに、調査企業の伸び率を事業所母集団 D B の当該企業傘下事業所データに乗じて推計

<産業特性事項に係る集計>

現行の特定サービス産業実態調査と同様の推計

8 結果の公表

<一次公表（年度内公表）>

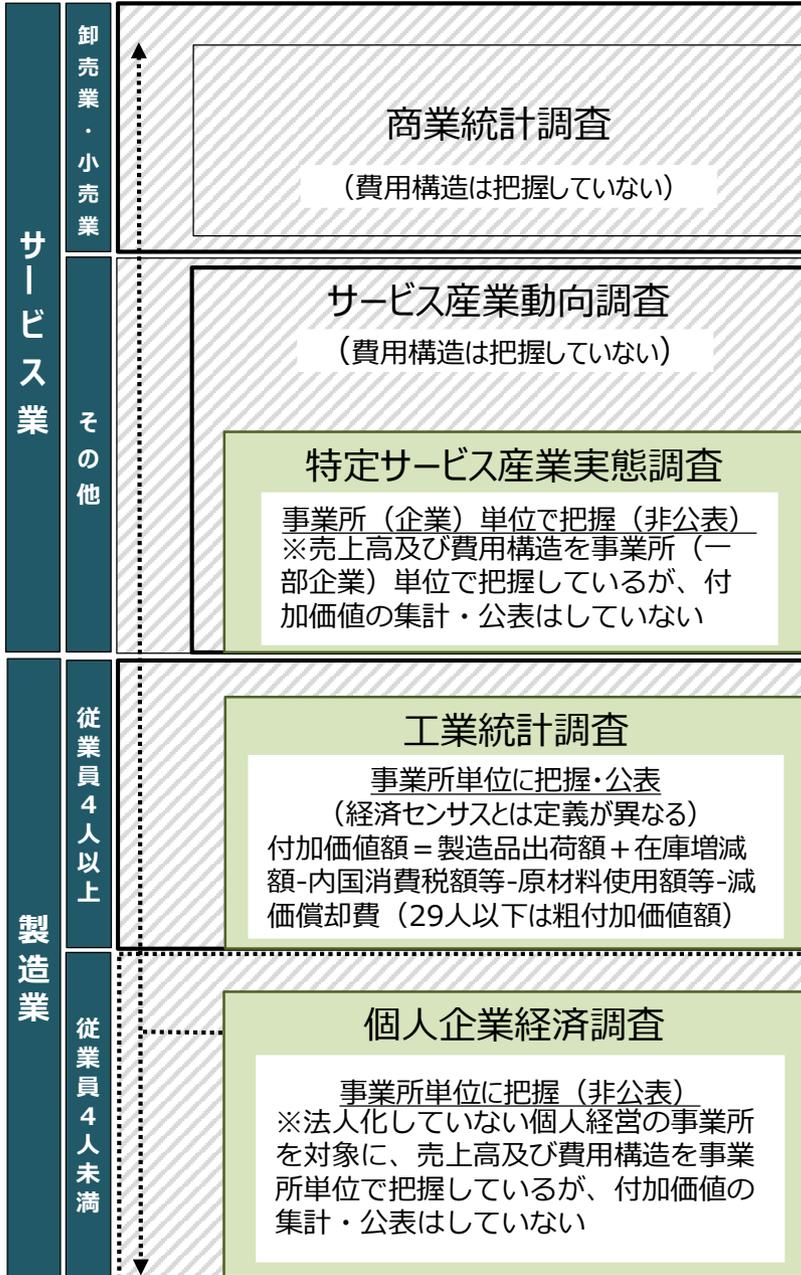
企業数、売上高等の基本的事項に関する結果

<二次公表（翌年度夏頃）>

詳細な費用構造、産業特性事項に関する結果、都道府県別結果（三次公表も視野）

(参考) 未整備となっているサービス産業等の付加価値等の構造面に関する統計の体系的整備

<現 状>



<経済構造実態調査(2019年)甲調査>

